

【会計・税制分野】

◆優秀

「進化するフィンテックと仮想通貨の課税のあり方」

関根 美男（税理士 関根美男事務所）

---

世界的に進化するフィンテック（金融サービス）の現状をまず検討した。

海外（特に新興国）でのキャッシュレス化の勢いが恐ろしいほど進化している現状と、既存の金融機関にとって脅威となるクラウドファンディングやトランザクションレンディングの仕組みを検討した。

こうした潮流の中、やっとなら日本の既存の金融機関が、金融庁の後押しもありフィンテック関連企業のテクノロジーを活用する動きを示し始めたが、中国の電子マネーの「アリペイ」や米国の「アップルペイ」等とは周回遅れの感があると思った。

また、クラウドファンディングなど、インターネットを通して個人から簡単に資金を調達する仕組みが出てきたが、法的規制があいまいな中、詐欺まがいのケースも出てきている。投資家保護規制を急ぐべきと感じた。

そして、ICO（Initial Coin Offering）により、ネット上で安易に資金を調達した側に、ケースに応じた課税の仕組みを周知させなければならないとも思った。

次に、「億り人」で話題になったフィンテックの代表格である仮想通貨について検討した。

通貨危機に陥りやすい法定通貨に不安や不満を募らせていた人々の前に、ナカモト論文の影響を受けて開発された改ざん不可能とされる「ブロックチェーン」という画期的な記録方法（可視化された分散型台帳技術）の信用の上に成り立った仮想通貨ビットコインが出現した。

まず、この仮想通貨の代表とされるビットコインの仕組みを検討し、仮想通貨交換業者のコーポレートガバナンスが出来ていない現状に驚かされた。

日本は世界に先駆けて仮想通貨に関する法的規制として、資金決済法を改正したが、投機的性格を併せ持つ仮想通貨を「決算手段」と位置付けたことに問題があるのではと感じた。

むしろ投機商品として金融商品取引法の対象にして、仮想通貨交換業者のコーポレートガバナンスの強化指導や不正業者の取締強化を図るべきではと思った。仮想通貨に対する規制とブロックチェーンの育成をきちんと分けて考えるべきではないかと思った。

そして、仮想通貨取引の監査と会計処理を検討したうえで、仮想通貨に対する課税のあり方を検討した。

消費税に関しては、支払手段だけではなく投機的性質を併せ持つ仮想通貨を非課税としながら、有価証券のように課税売上割合の計算に含めないのはおかしいと思った。

法人税に関しては、投機的仮想通貨について、企業会計基準委員会の公表した期末時価評価法や売却損益の認識時点と同様な扱いを立法すべきではと提案した。

所得税に関しては、仮想通貨が分裂（分岐）したときの取得価額について、国税庁のFAQと異なる考えを提案した。

相続税の財産評価に関しては、市場価格の変動が著しい仮想通貨の評価には、邦貨換算（相評基通 4-3）はなじまず、上場株式の評価（相評基通 169）や気配相場等のある株式の評価（相評基通 174、176）に準じて評価すべきと提案した。

そして、結論として、デジタルエコノミー（仮想通貨ももちろん含めて）の功罪を十分認識したうえで、その法的規制や納得いく課税制度を世界に先行して構築していくべきであると思った。